

令和 5 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 5 年 8 月 3 日 (木) 午後 2 : 30 ~
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階
共用大会議室

会 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- 3 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 今後の審議の進め方について
(参考人聴取について)
- 5 令和5年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- 6 金額提示
- 7 今後の審議スケジュールについて
- 8 その他

1 部会長及び部会長代理の選出について

2 生活保護費と最低賃金との比較結果について

3 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

4 今後の審議の進め方について

(参考人聴取について)

5 令和5年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について

6 金額提示

7 今後の審議スケジュールについて

8 その他

令和 5 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮 崎 労 働 局

令和5年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3
3	生活保護と最低賃金	5
4	令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果	9
5	令和5年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（本審・運営小委員会）案	21
6	令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	23

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和5年8月3日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮 川 香 代 子	郷法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	なかがわ いくえ 中 川 育 江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒 匂 重 久	宮崎県商工連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野 口 和 彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順
(敬称略)

宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は3分の1以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
 - 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不

当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。

最低賃金額と生活保護費の比較(令和5年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一扶助費)+住宅扶助)(※)	最低賃金(令和3年度) ×173.8×0.816	最低賃金(令和4年度) ×173.8×0.816
北海道	105,252	126,079	130,475
青森	96,507	116,577	120,973
岩手	93,911	116,435	121,115
宮城	100,317	120,973	125,228
秋田	94,705	116,577	120,973
山形	95,708	116,577	121,115
福島	93,363	117,428	121,682
茨城	93,491	124,660	129,199
栃木	97,501	125,086	129,482
群馬	95,990	122,675	126,930
埼玉	111,424	135,581	139,977
千葉	108,528	135,155	139,552
東京都	122,706	147,635	152,032
神奈川県	118,601	147,494	151,890
新潟	97,779	121,824	126,221
富山	92,834	124,377	128,773
石川	96,620	122,108	126,362
福井	93,262	121,682	125,937
山梨	91,334	122,817	127,355
長野	94,785	124,377	128,773
岐阜	96,351	124,802	129,057
静岡	101,493	129,482	133,879
愛知	103,256	135,439	139,835
三重	94,085	127,922	132,319
滋賀	97,975	127,071	131,468
京都	109,093	132,886	137,283
大阪	111,627	140,686	145,083
兵庫県	107,808	131,610	136,148
奈良	97,219	122,817	127,071
和歌山	94,211	121,824	126,079
鳥取	93,412	116,435	121,115
島根	90,458	116,860	121,540
岡山	99,239	122,250	126,504
広島	103,296	127,497	131,893
山口	91,169	121,540	125,937
徳島	87,915	116,860	121,257
香川	94,512	120,264	124,519
愛媛	95,746	116,435	120,973
高知	92,074	116,293	120,973
福岡	98,553	123,384	127,639
佐賀	90,381	116,435	120,973
長崎	93,045	116,435	120,973
熊本	92,055	116,435	120,973
大分	91,355	116,577	121,115
宮崎	91,341	116,435	120,973
鹿児島	90,860	116,435	120,973
沖縄	94,677	116,293	120,973

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460 宮崎市	71,460	68,430 都城市 延岡市	66,940 その他

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	宮崎県 11 月から 3 月まで

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他 宮崎県

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880 宮崎市	12,250	11,610 都城市 延岡市	10,970 その他

生活保護と最低賃金の比較の計算（宮崎県）
（生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯

○ 宮崎県

・ 冬季加算地区 →	VI区			
・ 県内級地別人口 →	1級地-1	0	1級地-2	0
	2級地-1	401,339	2級地-2	0
	3級地-1	279,034	3級地-2	389,203

宮崎市人口	401,339	※令和2年国勢調査（人口等基本集計）
都城市人口	160,640	
延岡市人口	118,394	
その他人口	389,203	
宮崎県人口	1,069,576	

○ 生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）

・ 第1類費、第2類費

合算額（単位：円）

年齢区分 世帯 人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
18～19歳 1人	71,460	68,430	66,940

・ 冬季加算（単位：円）

加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
VI区・1人	2,630	11月から3月まで

・ 期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	2級地-1	3級地-1	3級地-2
1人	12,880	11,610	10,970

II 生活保護

（1）生活扶助基準（令和3年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

69,024.8（1円未満四捨五入せず）

② 第2類費のうち冬季加算（1ヶ月平均）

1,095.83

③ 期末一時扶助費（1ヵ月平均）

級地別の期末一時扶助費（1ヵ月平均）

2級地-1 1,073.33（1円未満四捨五入せず）

3級地-1 967.50（1円未満四捨五入せず）

3級地-2 914.17（1円未満四捨五入せず）

人口加重平均を求めると

987.80（1円未満四捨五入せず）

生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

= **71,108.40**（1円未満四捨五入せず）

（2）住宅扶助実績値（令和3年度（2021））※第3-10表使用

単身被保護世帯数→	宮崎市	5,708 世帯
	宮崎市以外	6,152 世帯
	合計	11,860

住宅扶助実績値→	宮崎市	24,033.4
	宮崎市以外	16,707.0

20,233.06（1円未満四捨五入せず）

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

91,341.46（1）＋（2）

91,341（1円未満四捨五入）

Ⅲ 最低賃金との比較

時間給 821 円（令和3年度宮崎県最低賃金額）
月の労働時間 173.8 時間（週40時間）
可処分所得割合 0.816（令和3年度の高知県の最低賃金額820円を基に算出）
時給853円（令和2年度宮崎県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた
場合の1ヶ月の収入（手取額）は、
116,434.9（821円/時間×173.8時間×可処分所得割合0.816）
116,435（1円未満四捨五入）

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、
生活保護－最低賃金（手取額）＝91,341－116435＝**△25,094円**
となるため、最低賃金が生生活保護水準を上回っている。

令和5年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮 崎 労 働 局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 未満率・影響率についての説明
- 3 分布特性値等についての説明
- 4 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表
- 5 賃金特性値の推移
- 6 就業形態別賃金特性値の比較
- 7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）

最低賃金に関する基礎調査の概要

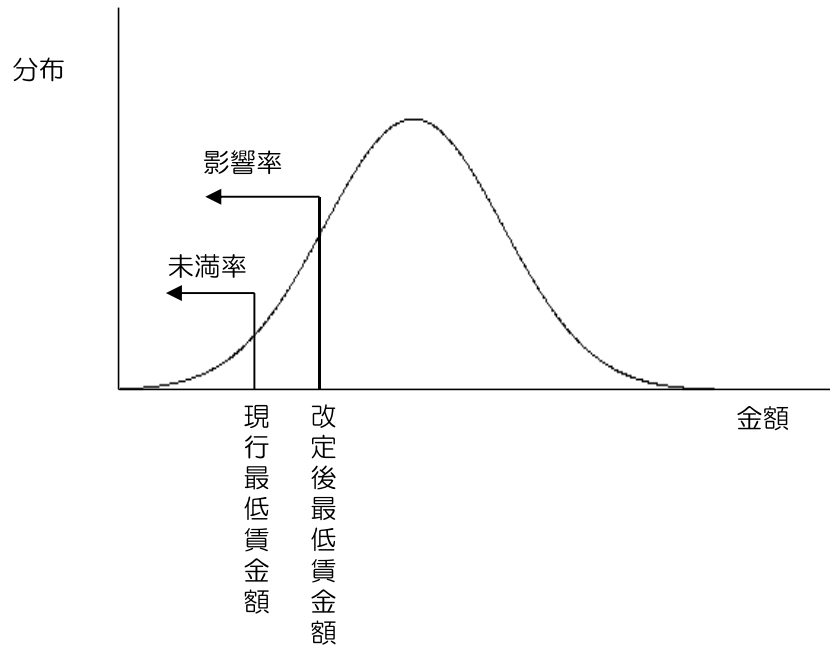
- 1 趣旨
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。
- 2 調査産業
日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。
なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。
- 3 調査事業所
2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。

916 事業所
- 4 調査労働者
3の事業所に雇用される労働者（全産業）

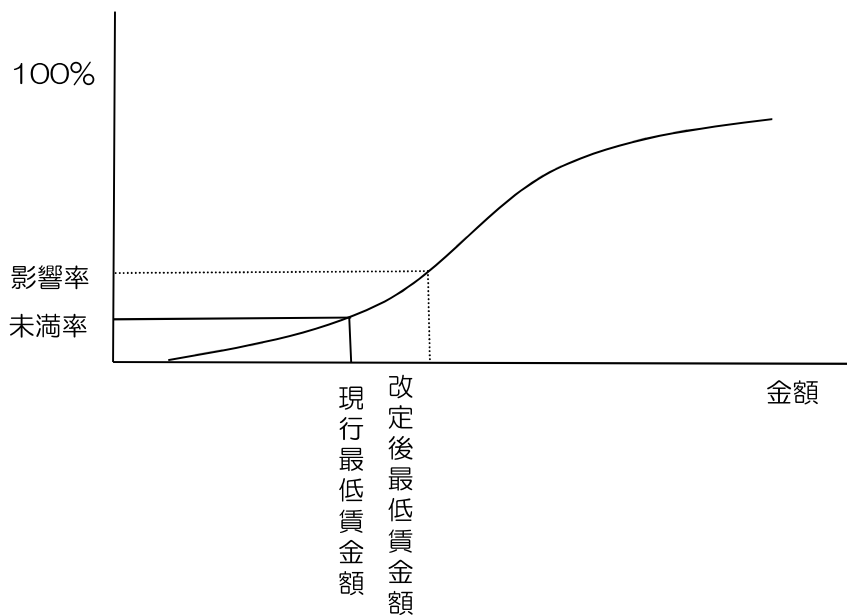
8,540 人
- 5 調査対象事項及び調査対象期日
令和5年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。
- 6 調査実施期間
令和5年5月9日から7月24日まで
- 7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。

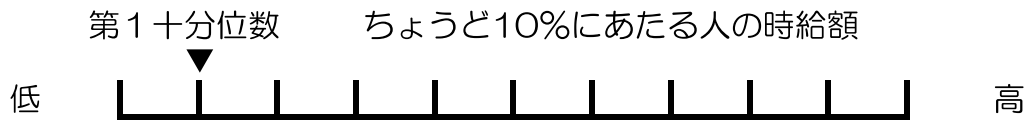


分布特性値

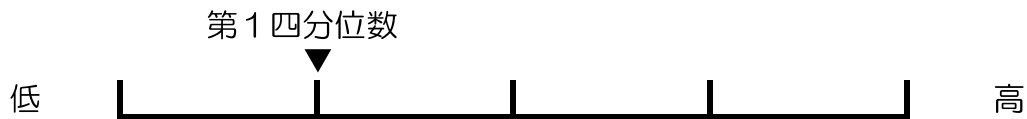
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1十分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



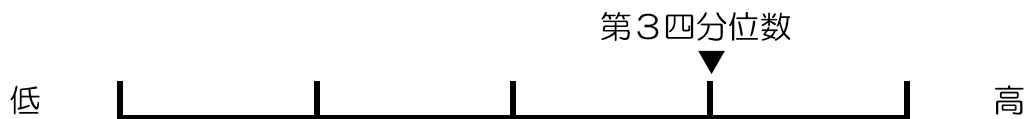
(ロ) 第1四分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



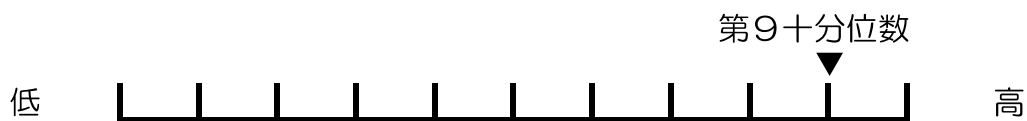
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3四分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9十分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$(イ) \text{ 四分位分散係数 (偏差係数)} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$(ロ) \text{ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9十分位数} - \text{第1十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

地域別最低賃金にかかる影響率一覧表

地賃適用 特定適用除外含む

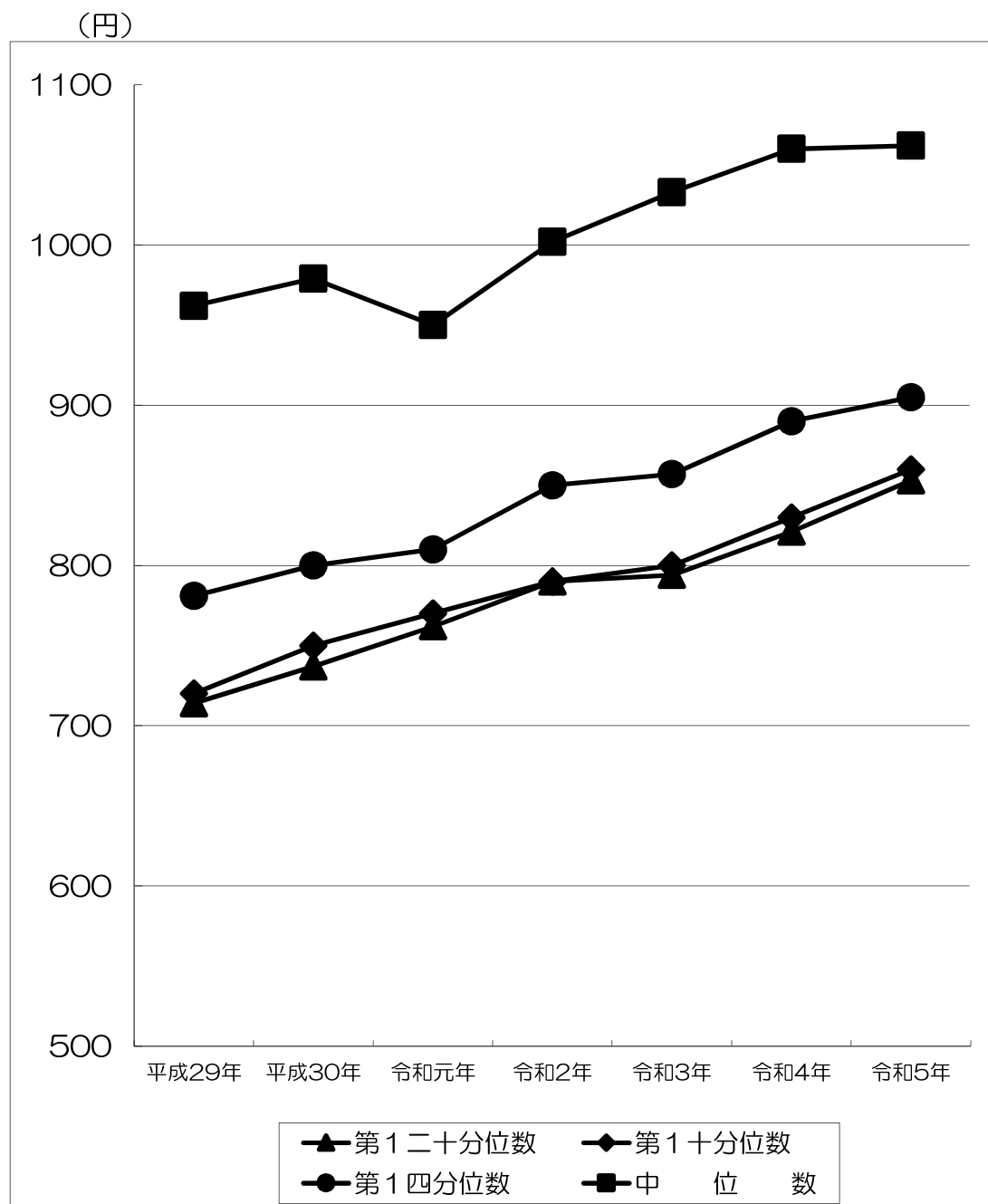
令和4年度改正 853円 未満率1.41%							
改定最賃額	引上げ額(円)	改定率(%)	影響率(%)	改定最賃額	引上げ額(円)	改定率(%)	影響率(%)
				852円			
				853円	0	(未満率)	1.69%
				854円	1	0.12%	6.31%
				855円	2	0.23%	6.41%
				856円	3	0.35%	7.49%
				857円	4	0.47%	7.54%
				858円	5	0.59%	7.71%
				859円	6	0.70%	7.86%
				860円	7	0.82%	7.96%
				861円	8	0.94%	11.39%
				862円	9	1.06%	11.42%
				863円	10	1.17%	11.47%
				864円	11	1.29%	11.91%
				865円	12	1.41%	11.96%
				866円	13	1.52%	12.27%
				867円	14	1.64%	12.30%
				868円	15	1.76%	12.40%
				869円	16	1.88%	12.44%
				870円	17	1.99%	12.61%
				871円	18	2.11%	14.00%
				872円	19	2.23%	14.09%
				873円	20	2.34%	14.16%
				874円	21	2.46%	14.26%
				875円	22	2.58%	14.30%
				876円	23	2.70%	14.69%
				877円	24	2.81%	14.71%
				878円	25	2.93%	14.74%
				879円	26	3.05%	14.82%
				880円	27	3.17%	14.94%
				881円	28	3.28%	16.58%
				882円	29	3.40%	16.62%
				883円	30	3.52%	16.67%
前年度時点				884円	31	3.63%	17.18%
853円	32	3.90%	19.03%	885円	32	3.75%	17.29%
				886円	33	3.87%	17.55%
				887円	34	3.99%	17.68%
				888円	35	4.10%	17.97%
				889円	36	4.22%	18.03%
				890円	37	4.34%	18.08%
				891円	38	4.45%	18.67%
				892円	39	4.57%	18.78%
				893円	40	4.69%	18.96%
				894円	41	4.81%	19.80%
				895円	42	4.92%	19.82%
				896円	43	5.04%	19.95%
				897円	44	5.16%	20.00%
				898円	45	5.28%	20.14%
				899円	46	5.39%	20.30%
				900円	47	5.51%	20.31%
				901円	48	5.63%	24.65%
				902円	49	5.74%	24.69%
				903円	50	5.86%	24.69%

- ・「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- ・「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回るようになる労働者の割合である。
- ・小数点以下第3位を四捨五入

賃金特性値の推移（地賃 適用労働者計）
特賃4業種の適用除外のみ含む

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1二十分位数	714	737	762	790	794	821	853
第1十分位数	720	750	770	790	800	830	860
第1四分位数	781	800	810	850	857	890	905
中位数	962	979	950	1002	1033	1060	1062

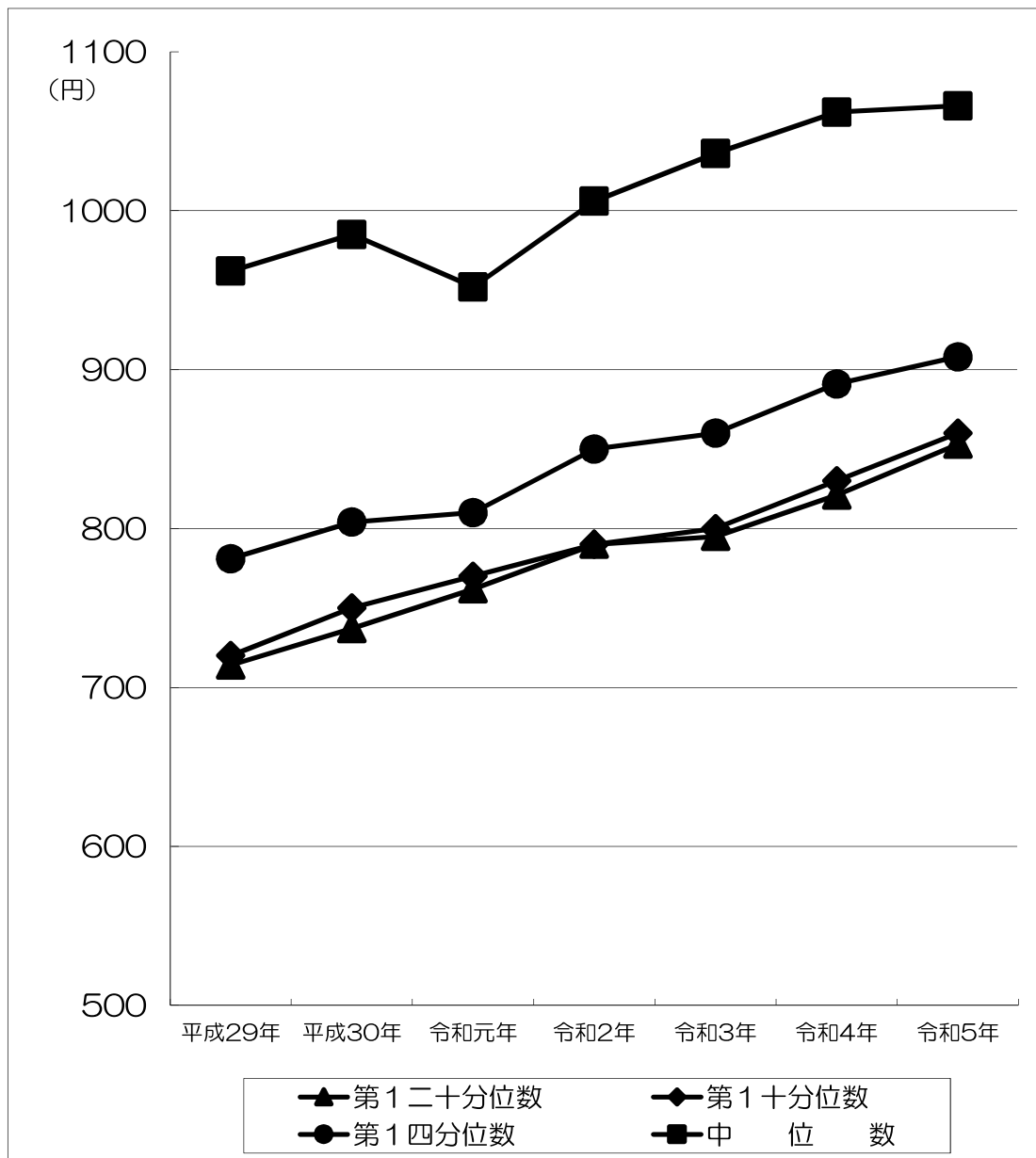
(単位：円)



賃金特性値の推移（参考 調査全産業 計）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1二十分位数	714	737	762	790	795	821	853
第1十分位数	720	750	770	790	800	830	860
第1四分位数	781	804	810	850	860	891	908
中位数	962	985	952	1006	1036	1062	1066

（単位：円）



就業形態別賃金特性値の比較(地賃適用労働者 計)

特賃4業種の適用除外を含む

(単位：円)

全て(一般+パート)

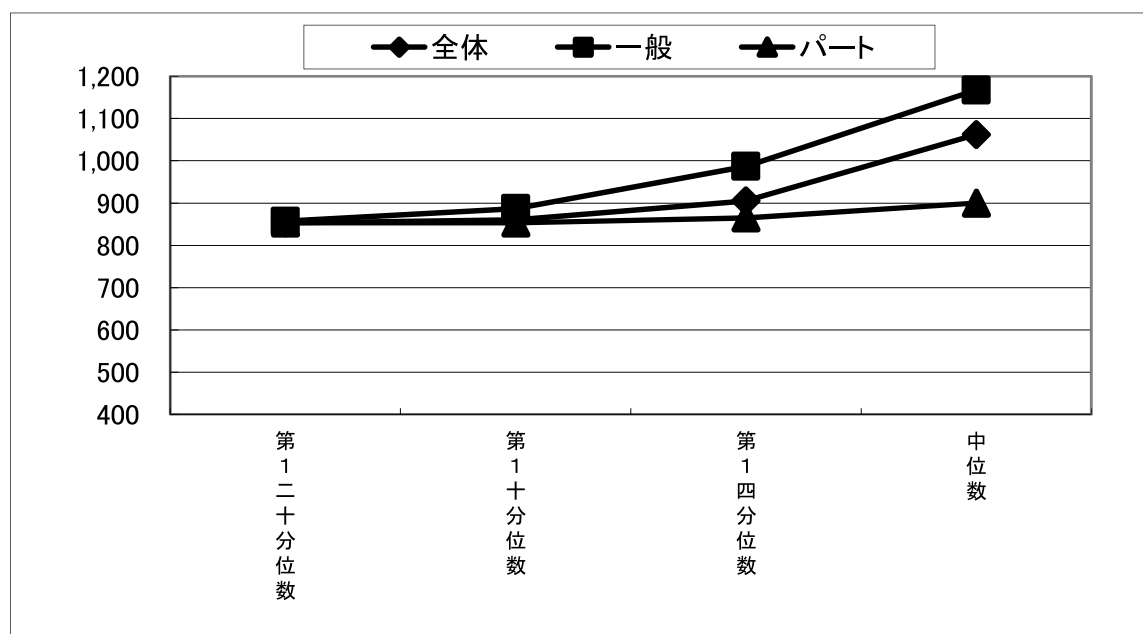
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	853	853	853	853
第1十分位数	860	860	860	860
第1四分位数	905	900	904	922
中位数	1,062	1,071	1,054	1,081

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	857	859	860	853
第1十分位数	887	887	893	865
第1四分位数	987	977	1,000	966
中位数	1,167	1,146	1,181	1,149

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	853	853	853	758
第1十分位数	853	853	853	858
第1四分位数	865	870	860	860
中位数	900	914	900	890



就業形態別賃金特性値の比較(参考 調査全産業 計)

(単位：円)

全て(一般+パート)

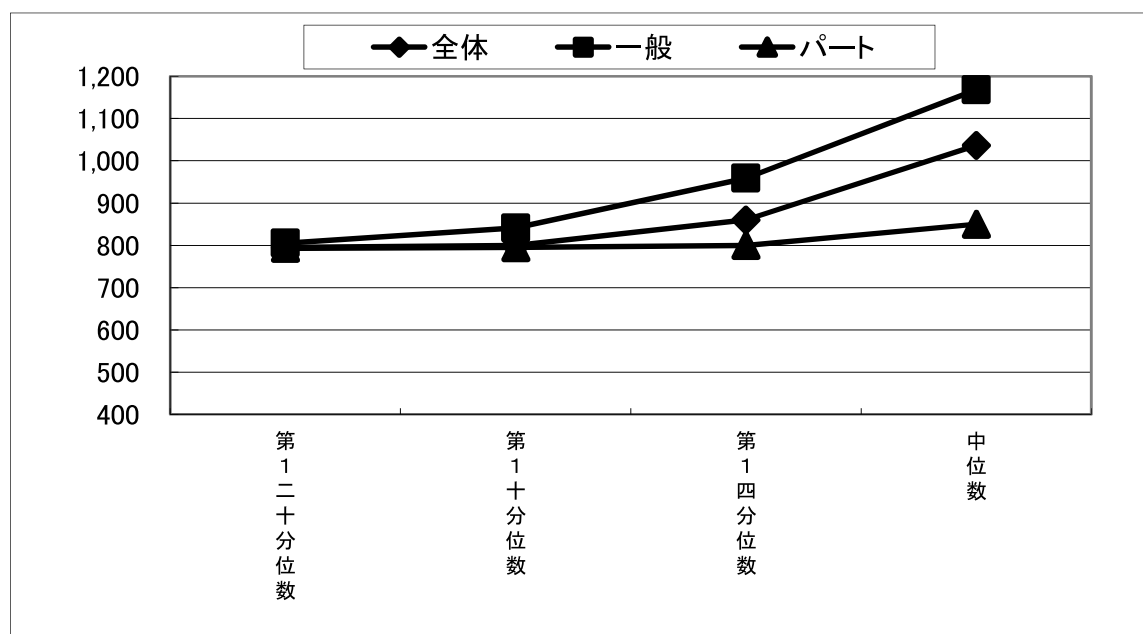
	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	853	853	853	853
第1十分位数	860	860	860	860
第1四分位数	908	900	909	920
中位数	1,066	1,072	1,062	1,077

一般

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	858	859	860	853
第1十分位数	889	887	897	865
第1四分位数	989	978	1,000	965
中位数	1,170	1,150	1,188	1,149

パート

	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
第1二十分位数	853	853	853	853
第1十分位数	853	853	853	853
第1四分位数	865	870	860	860
中位数	900	912	900	880



業種別賃金実態一覧表(地域別最低賃金 適用労働者)

特定最賃 適用除外を含む

	地賃適用産業 計		地賃適用産業 計		地賃適用産業 計		製造業 計		サービス業 計	
	全て	一般	パート	一般	パート	卸売業、小売業 全て	飲食店、宿泊業 全て	医療、福祉 全て	サービス業 全て	
月平均賃金額(円)	179,270	220,076	83,926	179,270	83,926	190,126	97,264	183,293	190,517	
時間当平均賃金額(円)	1,224	1,310	1,023	1,224	1,023	1,272	987	1,250	1,256	
月一人当たり労働時間数(時間)	142	167	84	142	84	144	96	147	147	
第1二十分位数(円)	853	857	853	853	853	853	853	870	855	
第1十分位数(円)	860	887	853	860	853	856	855	903	878	
第1四分位数(円)	905	987	865	905	865	893	880	991	930	
中位数(円)	1,062	1,167	900	1,062	900	1,051	909	1,125	1,107	
四分位偏差係数	0.2046	0.2065	0.0754	0.2046	0.0754	0.2412	0.0665	0.1530	0.2199	
適用労働者数(人)	137,573	96,341	41,232	137,573	41,232	43,625	16,449	30,406	22,507	
未満率(%)	1.69%	2.02%	0.93%	1.69%	0.93%	1.19%	1.22%	0.66%	2.13%	

* 令和4年度 最低賃金に関する基礎調査結果による。
 * 「全て」とは、一般労働者とパート労働者の合計である。
 * 「地賃適用産業」とは、特賃4業種を除き、特賃適用除外を含む。
 * 「サービス業」とは、洗濯業、美容業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービスの合計である。
 * 未満率は、小数点以下第3位を四捨五入。

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(第1回本審・運小確認)案

	令和5年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 3月
本 審	6日(木) 13:30~ 第1回 本審 地賃諮問 専門部会の公開 審議の進め方 実地視察	3日(木) 13:30~ 第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問	10日(木) 15:00頃~ 第3回 本審 部会報告 審議、採決 答申 開催時刻は前後	28日(月) 10:00~ 第4回 本審 異議審 必要性答申 産別改正諮問 (必要性有の場合)	10月(日) 県 最 賃 発 効 日 10/1(日) 10/6(金)	第5回 本審 部会報告 産別の答申 (産別最賃専門部会が全会一致でなかつた場合に開催) (産別最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)	3月下旬 15:00~ 第6回 本審 意向表明 実地視察
地 賃 専 門 部 会		3日(水) 14:30~ 第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 中賃目安伝達 地賃参考人 聴取について	8日(火) 13:30~ 第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議 中賃目安伝達(代替)	10日(木) 13:30~ 第3回部会 金額提示 金額審議 結 審			
産 別 最 賃		16日(水) 13:30~ 第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取	18日(金) 13:30~ 第2回 検討小委員会 必要性審議	10月2日(月)~11月1日(水) 年内発効 各産別専門部 会(2~3回で 結審) 基本的見解 金額審議		産 別 最 賃 発 効	
中 賃 日 程	6/30 諮問 7/12・20・26 小委員会 7/28答申	7/28までに 目安が出な い場合 7/31	委員限りにつき、取扱注意				

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)